平成２７年（フ）第１１３３号
大阪府箕面市萱野２丁目12番22号
債務者　株式会社メディア・イースト
代表者代表取締役　東方　博典
1　決定年月日時　平成27年４月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森田　　博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月２日午後２時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１３１４号
大阪市中央区淡路町２丁目４番３号
債務者　株式会社アイールインターナショナル
代表者代表取締役　浮所　　學
1　決定年月日時　平成27年４月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤田　増夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月２日午後２時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２５９号
堺市中区東八田41番地の３―203号
債務者　有限会社ウオルトンイスム
代表者代表取締役　藤原　**琢**磨
1　決定年月日時　平成27年４月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　邦子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月13日午後１時30分
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第３６号
愛媛県四国中央市中曽根町2536番地２
債務者　有限会社メッツズー
代表者取締役　細木　高行
1　決定年月日時　平成27年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　板谷　淳一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月15日午前10時30分
松山地方裁判所西条支部

平成２７年（フ）第１２９号
名古屋市中区丸の内２丁目15番28号
債務者　株式会社堀内功太郎建築設計事務所
特別代理人　久保　晴男
1　決定年月日時　平成27年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森　　亮太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月16日午前10時40分
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１３５０号
大阪市北区与力町１番５号与力町パークビル３Ｆ
債務者　サロンニューズマガジン株式会社
代表者代表取締役　蔭地　茂規
1　決定年月日時　平成27年４月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　葉狩　陽子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月17日午前11時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３８２号
名古屋市中区丸の内３丁目21番20号
債務者　マークホールディングス株式会社
代表者代表取締役　平松　　誠
1　決定年月日時　平成27年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　成田　　真
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月23日午後１時30分
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２７年（フ）第６６号
大分市上野丘１丁目11番10号　ヒルサイドテラス上野丘602
債務者　江藤　　郁
1　決定年月日時　平成27年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古庄　玄知
4　破産債権の届出期間　平成27年５月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月30日午後２時10分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第４９号
兵庫県姫路市西新町109番地７
債務者　常盤蜜こと　黒田　康夫
1　決定年月日時　平成27年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森　　崇志
4　破産債権の届出期間　平成27年５月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月10日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成27年６月17日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第１２号
宮城県加美郡加美町字原反目北40番地63
債務者　早坂　忠一
1　決定年月日時　平成27年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菅原　　健
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月９日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年６月17日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２７年（フ）第１１３４号
大阪府箕面市坊島２丁目16番６号　302号
債務者　東方　博典
1　決定年月日時　平成27年４月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森田　　博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月２日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年６月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１１３５号
大阪府箕面市坊島２丁目16番６号　302号
債務者　東方　茂子
1　決定年月日時　平成27年４月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森田　　博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月２日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年６月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１２３７号
大阪市住之江区中加賀屋１丁目６番４―302号
債務者　山口　春美
1　決定年月日時　平成27年４月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　朝倉　　舞
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月２日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年６月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１３１５号
奈良県生駒郡平群町竜田川１―８―12、住民票上の住所大阪市鶴見区鶴見３丁目12番10―604号
債務者　浮所　　學
1　決定年月日時　平成27年４月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤田　増夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月２日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年６月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１３号
大分県中津市山国町守実336番地４
債務者　池田　紀子
1　決定年月日時　平成27年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永松　裕士
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月22日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２７年（フ）第１２４号
堺市南区茶山台２丁３番25―104号
債務者　オカムラデザインプロこと　岡村　筍
1　決定年月日時　平成27年４月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大江　千佳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月９日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成27年６月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係